

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

福島県知事
佐藤 雄平

福島県産原木しいたけ（露地・施設）及びたけのこの
出荷制限解除後の検査計画の見直しについて

平成 2 4 年 3 月 1 2 日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除
の考え方」（原子力災害対策本部）Ⅱの 8 に基づき、福島県産原木しいたけ（露
地・施設）及びたけのこの出荷制限解除後の検査計画を別紙のとおり見直したの
で提出する。

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除した範囲

しいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）

：いわき市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。）、新地町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域を除く。）

しいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る）

：本宮市

たけのこ：いわき市、国見町、天栄村、平田村

2 解除後のモニタリング計画

「原木しいたけ（露地栽培）」「原木しいたけ（施設栽培）」については、発生状況を確認しながら、原則として出荷前に3点以上を採取し、週1回程度検査を実施する。

「たけのこ」については、発生状況を確認しながら、原則として発生初期に3点以上を採取し、週一回程度検査を実施する。

3 出荷管理

生産者及びJA、直販所等に対し、入荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求め、出荷先等を把握する。

また、出荷制限が解除された市町村から出荷される「原木しいたけ（露地栽培）」「原木しいたけ（施設栽培）」「たけのこ」について、原産地（市町村名）を表示するよう、生産者及びJA、直売所等関係者に指導する。

さらに、これら取組が確実に行われるよう、これら生産者、販売先を巡回指導する。

こうした取組の過程で、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

4 出荷制限区域の「原木しいたけ（露地栽培）」「原木しいたけ（施設栽培）」「たけのこ」が出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

（1）生産者・採取者対策

引き続き出荷制限指示が継続される市町村については、これまで同様、生産者及び採取者に対し、一切の出荷を行わないよう周知する。

(2) 流通対策

引き続き J A、直販所、卸売り市場に対し、出荷制限指示が継続される市町村産の「原木しいたけ（露地栽培）」「原木しいたけ（施設栽培）」「たけのこ」を扱わないことや、産地の市町村名を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上及び通販誌の監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町村産の「原木しいたけ（露地栽培）」「原木しいたけ（施設栽培）」「たけのこ」が販売されていないかを確認する。

5 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は、当該市町村の当該品目の出荷自粛を要請するとともに、周辺地域への広がりを確認するための検査を強化する。

< 参考 >

主な変更点

1. 申請毎に提出した「出荷制限解除後の検査計画と出荷管理」を「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に即して変更し、統一する。